

笛吹畑かん だより

題字 理事長 中村 照人

第15-1号

平成15年 3 月30日発行
笛吹川沿岸土地改良区

TEL 0553-22-2469
FAX兼 0553-22-7627



みどり
水土里ネット 笛吹川
笛吹の清流が育む豊かな実り

目次

理事長あいさつ	P2
平成13年度決算／平成15年度予算	P3
総代・役員の表彰／竣工式挙行	P4
総務課からのお願い	P4
総代・役員紹介	P5
管理課からのお願い	P6
この人紹介	P7
21世紀土地改良創造運動について	P7
水土里ネットとは	P8

ごあいさつ



笛吹川沿岸土地改良区

理事長 中村 照人

組合員の皆様方には、ますますご清祥にてご活躍のこととお慶び申し上げます。平素、土地改良区の運営と事業の推進にご支援・ご協力を賜り心から感謝を申し上げます。

私は、昨年九月の理事会においてご推挙をいただき理事長に就任いたしました。土地改良区の発展のために微力ではありますが万全を期してまいる所存でありますので、よろしく願っています。

さて、笛吹川沿岸土地改良事業は国営事業が昭和四十六年に着工以来、附帯する県営かんがい排水事業並びに県営畑地帯総合整備事業などが三十一年の歳月と総額534億円余の事業費を以って総ての事業が収束したところであります。

この間、二度のオイルショックや農業・農村を取り巻く環境の変化など、大変な時代の中にあつて組合員の皆様をはじめ国・県・市町村など多くの方々のご支援・ご協力を賜るなかで完成し、おかげさまで

で受益十三市町村4、180ヘクタールの大地が笛吹の清流に育まれてそれぞれの地域の特色を生かし本県を代表する果樹産地として形成されておりますことは誠に感慨深いものがあります。

ご承知のとおりこの事業は、当初の受益面積は5、812ヘクタールでしたが、時代の経過のなかで最終的には4、180ヘクタールをもつて事業が収束し、これを踏まえて関係市町村より農業用水を十二分に確保した上で余剰水について上水道用水として使用したいとの強い要請があり、国・県をはじめ関係機関にその活用についてお願いをしているところであります。

さて、土地改良区の意思決定機関である総代会は、三月七日に開催されましたが、その概要につきましては議案第一号定款変更の承認をはじめ各会計の平成十四年度補正予算並びに平成十五年度当初予算など議案第二十号までを提案し承認

をいただいたところでありますが、その主なものにつきましては次のとおりです。まず、定款変更につきましては、今後

の余剰水の有効利用や自主財源の確保などの検討をはじめ、土地改良区も大きな転換期を迎えており、企画・立案などの体制強化が急務であり、将来に向けての組織強化を図るため、常勤役員を設置し事務局と一体となった業務の執行に取組んでいくものであります。

次に、今後の事業展開などを考慮し、老朽化している事務所の移転・建設準備や、さらに四年ごとに各市町村選挙管理委員会にお願いしている総代選挙執行などについて必要な経費の一部を積立てて基金を創設するものであります。

平成十四年度一般会計収入支出補正予算については、平成十四年度以前の未収賦課金や公共事業に関連する畑かん施設改築事務費の増額に伴う補正予算であり、以下五つの特別会計収入支出補正予算につきましては、組合員の皆様からお預かりした償還金の返済のための補正予算などであります。

また、平成十五年度一般会計収入支出予算につきましては、自助努力により事務所の諸経費を極力抑制し、受益者負担金を現行にすえおくなかで、今後の厳しい社会、経済情勢に考慮し、土地改良区

の受益者が共有する貴重な財政調整基金の拡充強化などを基本に予算編成をおこなっております。

以下、国営事業などの五つの特別会計収入支出予算につきましては、国及び県と十分協議したなかで、各般にわたる収入支出状況を考慮し予算編成をしたところであります。

なお、昨年の監査において指摘のあった、未収賦課金の徴収につきましては、専任職員を雇用して未納者の自宅を何回も訪問するなどの対応をして大きな成果を上げているところであります。

今後も未納者への対応は、厳しい状況が想定されますが、受益者の公平・公正を期するために粘り強く取り組んで参りたいと考えております。

おわりに、二十一世紀は水の時代であるといわれております。十三市町村の共有するこの貴重な資源を最大限に活用し、さらに地域の発展のために役職員が一体となり施設の健全な管理・運営に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも組合員皆様の一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

平成13年度 会計別決算状況

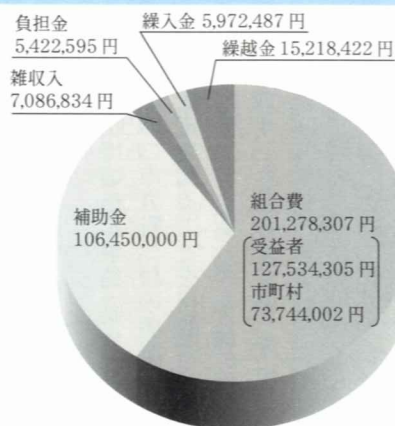
(単位:円)

会 計 名	収入合計	支出合計	繰越額
一 般 会 計	341,428,645	325,657,488	15,771,157
国 営 事 業 特 別 会 計	856,612,478	856,112,478	500,000
県 営 事 業 特 別 会 計	614,447,893	613,947,893	500,000
償還引当積立金特別会計	205,496,447	19,037,970	186,458,477
繰上償還特別会計	113,296,538	26,778,993	86,517,545
担い手育成支援事業特別会計	217,613,383	140,900,487	76,712,896

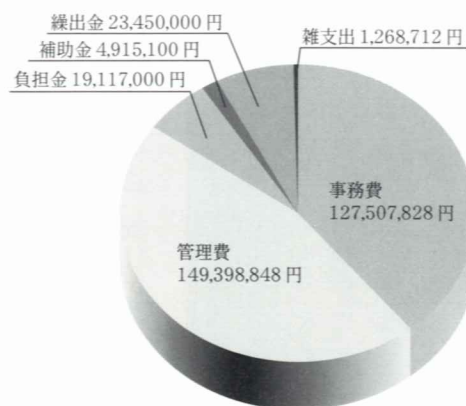
平成十四年七月二十六日開催の臨時総代会にて、平成十三年度笛吹川沿岸土地改良区一般会計、各特別会計収入支出決算が承認されましたので、ご報告申し上げます。

平成十三年度一般会計・特別会計決算報告

平成13年度 一般会計収入支出決算内訳



収入総額 341,428,645 円



支出総額 325,657,488 円

※平成14年度へ繰越 15,771,157 円

平成15年度 一般会計予算

科 目	平成15年度予算	平成14年度予算	前年比(%)
組 合 費	207,780,000	206,455,000	100.6
使 用 料	10,000	10,000	100.0
補 助 金	59,150,000	55,150,000	107.3
受 託 費	10,000	1,000,000	1.0
適正化事業	46,800,000	52,200,000	89.7
寄 付 金	1,000	1,000	100.0
雑 収 入	3,000,000	2,500,000	120.0
負 担 金	1,939,000	1,782,000	108.8
繰 入 金	24,004,000	5,037,000	476.6
繰 越 金	4,351,000	4,351,000	100.0
収入合計	347,045,000	328,486,000	105.6

科 目	平成15年度予算	平成14年度予算	前年比(%)
事 務 所 費	145,053,000	131,223,000	110.5
維持管理費	90,363,000	90,363,000	100.0
適正化事業	70,200,000	77,737,000	90.3
借入金返済利子	200,000	400,000	50.0
選 挙 費	150,000	5,000,000	3.0
繰 出 金	35,979,000	18,963,000	189.7
雑 支 出	1,600,000	1,600,000	100.0
予 備 費	3,500,000	3,200,000	109.4
支出合計	347,045,000	328,486,000	105.6

平成十四年度
通常総代会を開催

平成十四年三月七日、春日居町の国民年金保養センター「かすがい」において通常総代会を開催し、八十名中六四名の出席を得、来賓として県より戸澤技監、田辺部付主幹、田口峽東地域振興局農務副部長を迎えて行われました。

中村理事長のあいさつ、来賓祝辞ののち議長に境川村の飯田公樹総代を選出して議事に入り、定款変更、役員の補欠選任及び常勤役員の選任、平成十四年度諸会計補正、平成十五年度諸会計予算等二十議案について審議され、全議案原案どおり可決されました。

なお、平成十三年度諸会計決算につきましては、平成十四年七月二十六日開催の臨時総代会にて承認されております。

総代・役員の表彰

平成十五年三月七日開催の通常総代会において、笛吹川沿岸土地改良区表彰規定第二条及び第六条に基づき、当土地改良区に長年ご功績のありました方々に感謝状が贈呈されました。

表彰者

前理事長

山梨市 高田清一氏（役員三期）

前副理事長

勝沼町 三森祐昌氏（役員三期）

前副理事長

石和町 石原昭夫氏（役員三期）

元副理事長

一宮町 古屋隆慶氏（役員三期）

一宮町 島村富久氏（役員三期）

塩山市 広瀬輝夫氏（役員二期）

豊富村 葉袋成昭氏（役員一期）

豊富村 葉袋成昭氏（役員二期）

御坂町 小澤文雄氏（総代四期）

山梨市 佐藤榮徳氏（総代三期）

一宮町 保坂恵男氏（総代三期）

境川村 桑原一也氏（総代三期）

豊富村 葉袋弘文氏（総代三期）

長年にわたり当土地改良区の発展のため大変ご尽力頂き、あらためて感謝とお礼を申し上げます。

県営かんがい排水事業完了により竣工式が挙行される

笛吹川畑かん事業（県営事業）は、峡東地域の二市九町二村の農業の生産、経営の安定を図ることを目的に、昭和四十八年に着工以来三十年余の歳月を経て、平成十三年度の末をもって完了いたしました。

完了時の受益面積は4,180ヘクタールであり、全線パイプラインの施設としては、全国でも最大級の規模に属するものであります。

これを記念して県の主催により、平成十四年十一月十三日に山梨市民会館に於いて、山梨県知事をはじめ多くの方々のご出席のもと、竣工式典が挙行されました。



総務課からのお願い

◆組合員資格得喪通知書の届け出について

左記の場合には、土地改良法第四十三条第一項の規定により組合員資格得喪届けの提出が義務付けられています。当改良区総務課または各市町村担当課に所定の用紙がありますので手続きしてください。

なお、土地改良区へ連絡をいただければ郵送いたします。変更は、電話や口頭では受付できませんのでご理解、ご協力をお願いいたします。

①組合員の死亡等により、農地を相続した場合、

②農業者年金受給のための経営移譲した場合、

③農地の売買、贈与等により所有権が移転した場合、

農業委員会に届け出（所有権、利用権の設定済み、或いは登記が完了しても本人からの通知がなければ、改良区の台帳は加除されずそのまま賦課されますので、異動等がありましたら必ず手続きしてください。

また、所有権移転等の際、該当地に賦課金の滞納がある場合には、前所有者と協議し、後で問題とならぬよう清算を行なってください。（滞納金の有無については、土地改良区まで問い合わせ下さい。）

◆農地転用等、畑かん受益地区除外に伴う転用決済金について

畑を宅地、道路等、農地以外に転用される場合には、受益地区除外申請の届け出並びに転用決済金の納入が必要となります。

※公共事業（道路、水路等）用地として転用される場合にも、同様の処理が必要となりますので、用地交渉等の折にはあとで問題とならぬよう事業主体と十分協議してください。

◆賦課金は納入期限内に！

賦課金の納入につきましては格別なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

農業を取り巻く情勢が益々厳しい状況下ではありますが、施設の維持管理並びに改良区の運営には受益者の賦課金が必須であります。期限内に必ず納入くださいますようお願いいたします。

なお、賦課金につきましては

①所有権移転（売買等）をされても土地改良区に届け出がないと賦課金は前組合員に賦課されます。（組合員資格得喪通知書の提出）

②土地改良区の受益地は、未耕作（耕作放棄を含む）、生産調整など行っても、賦課金が課せられます。

◆広瀬ダム負担金の賦課徴収が開始されます。

前回の「笛吹だより」でお知らせしましたが、平成15年度より広瀬ダム負担金の賦課徴収が開始されます。

これは、昭和49年に笛吹川沿岸土地改良区と山梨県との間で締結された協議書により「県営笛吹川沿岸土地改良事業が完了した年の翌年から起算して、15年間にわたり利率3%で長期分割納入すること。」によるものです。

償還期間 15年間	平成15年度から平成29年度まで
10a当たり年償還額	388円
10a当たり償還総額	5,820円

総代改選 新総代決まる

平成14年8月10日任期満了による
総代選挙の結果、次の方々が総代として
就任されました。

＝総 代(定員80名)＝

[任期:平成14年8月11日から平成18年8月10日まで]

市町村名	氏 名	市町村名	氏 名	市町村名	氏 名	市町村名	氏 名
塩 山 市	的 場 利 明	牧 丘 町	米 倉 治 道	一 宮 町	里 吉 勲 雄	境 川 村	中 村 種 吉
"	大 村 和 芳	"	渡 辺 健 一	"	小 林 寿 一	"	宮 澤 黎 夫
"	雨 宮 毅	"	廣 瀬 省 仁	"	川 崎 勝 之	"	宮 川 義 信
"	萩 原 孟 一	勝 沼 町	相 川 吉 彦	"	久 保 田 健 一	"	飯 田 公 樹
"	五 味 正 彦	"	大 竹 成	"	村 松 勲	中 道 町	柿 嶋 継 男
山 梨 市	松 川 太 郎	"	三 澤 一 朗	"	丸 山 肇	"	小 澤 恒 春
"	岩 波 美 雄	"	古 屋 忠 文	"	島 村 道 雄	"	小 林 登 一 郎
"	山 宮 勇 二	"	内 田 正 善	"	米 波 孝 作	"	山 下 長 昭
"	古 屋 武 雄	"	雨 宮 璋	"	古 屋 弘 起	"	長 田 幸 男
"	代 永 政 一	"	雨 宮 晃 司	"	天 野 武	"	千 野 道 幸
"	山 下 章	石 和 町	井 上 文 也	"	有 馬 満	"	長 田 豊 秋
"	深 沢 政 美	御 坂 町	斉 藤 忠 次	八 代 町	梶 君 男	豊 富 村	山 土 井 輝 雄
"	宮 本 武 臣	"	古 屋 勝	"	土 屋 寿 男	"	殿 岡 徳 三
"	奥 山 国 雄	"	河 野 哲 夫	"	高 野 則 雄	"	田 中 正 彦
"	古 屋 勝 美	"	浅 川 貞 信	"	志 茂 武 富	"	志 村 昭 雄
"	雨 宮 元	"	高 野 武 彦	"	田 中 武 紀	"	小 宮 山 明 徳
"	小 林 貞 夫	"	鈴 木 典 昭	"	中 村 治	三 珠 町	秋 山 聰 史
"	丸 山 三 朗	"	風 間 幸 雄	"	村 松 武 範	"	村 松 通 正
春 日 居 町	岡 三 郎	"	山 川 巖 雄	境 川 村	岩 澤 良 幸	"	土 橋 豊 俊
"	今 澤 龍 男	一 宮 町	吉 澤 宏 至	"	雨 宮 貴 雄	"	長 田 茂 樹

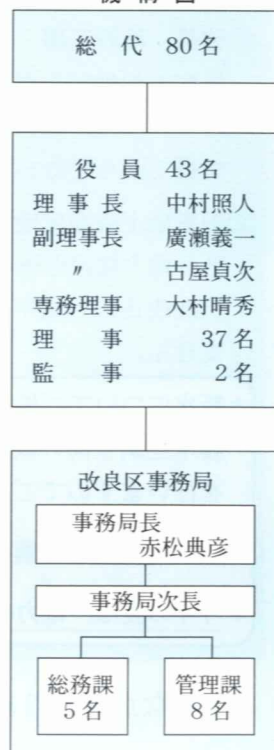
役 員 紹 介

＝役 員＝

[任期:平成14年9月10日から平成18年9月9日まで]

役職名	氏 名	市町村名	役職名	氏 名	市町村名
理 事 長	中 村 照 人	山 梨 市	理 事	梶 原 俊 一	御 坂 町
副理事長	廣 瀬 義 一	牧 丘 町	"	渡 邊 昂	"
副理事長	古 屋 貞 次	八 代 町	"	小 宮 山 文 明	一 宮 町
専務理事	大 村 晴 秀	塩 山 市	"	早 川 清	"
理 事	三 枝 剛	"	"	米 倉 泰 雄	"
"	萩 原 辰 夫	"	"	田 草 川 和 男	"
"	古 屋 俊 雄	"	"	祖 父 江 正	八 代 町
"	原 弘	山 梨 市	"	梶 原 正 季	"
"	小 林 勝 彦	"	"	角 田 義 一	境 川 村
"	金 井 豊 明	春 日 居 町	"	小 澤 恒 夫	"
"	河 野 四 郎	"	"	宇 佐 美 常 春	"
"	岡 三 郎	"	"	吉 田 英 雄	中 道 町
"	武 井 玄 次	牧 丘 町	"	田 中 良 彦	"
"	鶴 田 佳 則	"	"	楠 間 隆 保	"
"	三 枝 武 人	勝 沼 町	"	萩 原 幸 男	豊 富 村
"	吉 原 章	"	"	功 刀 一 春	"
"	堀 内 喜 彦	"	"	佐 野 久 則	"
"	内 田 正 雄	"	"	水 上 末 雄	三 珠 町
"	萩 野 正 直	石 和 町	"	塩 島 學	"
"	石 原 俊 夫	"	総括監事	北 村 武 彦	山 梨 市
"	小 澤 栄 眞	御 坂 町	監 事	小 林 守 男	八 代 町
"	矢 野 一 則	"	理事 41 名	監事 2 名	計 43 名

笛吹川沿岸土地改良区
機 構 図



畑かん施設を上手に使いましょう

圃場内の散水施設は自らの農機具であることを認識していただき、下記により事前に管理し緊急時には素早い対応で表土流出等の二次災害を防ぎ**維持管理費を節約**しましょう。

①自動散水が原則です。

左記のことはしないでください。

(1) 電磁弁の手動操作…水の供給量が不足する

(2) 圃場の散水バルブまでの常時通水

(3) 自動散水時の散水バルブの閉め切り操作…水の行き場が無く漏水

②春先の一斉散水に入る前に

試験散水と圃場内バルブ及びスプリンクラーの整備、点検をして下さい。

③冬期の管理について

電磁弁ボックスの中に、発泡スチロール等をいれて下さい。

自由水は、不凍栓バルブを閉じて、上部のバルブを開ける。不凍栓が無い場所では防寒対策をしてください。(凍結した場合はブロック負担になります)

冬の散水は、道路へ水がでると凍結し事故が発生する恐れがあるので注意して下さい。

④バルブについて

基本的には散水バルブより先は個人で

管理し、開閉ハンドルを使用する場合は力の入れ過ぎに注意し、またハンドルが腐食しないように筐内を清潔に保って下さい。

圃場内バルブに限らず、故意、過失による破損については、個人負担になります。

⑤事故が発生したらまず止水(配水線—制水弁/圃場内—電磁弁内のバタ弁—(処理について)

① 発生場所(分水名、ブロック名、電磁弁番号)

② 状況

③ 通報者の氏名、連絡先
※特に発生場所を分かりやすく教えてください

配管図面を参考

確認処置

発見者 ← ブロック長 ← 土地改良区

※国、県補助による適正化事業、県単事業を取り組み維持管理費の増加を出来る限り抑える努力をしています。

管理課からのお願い！

◎次の場合は手続きが必要です。

①改築、移設工事

笛吹川畑地かんがい地区における公共事業及び農用地の転用等地区除外に伴う施設の移設、改築については、原因者(受益者)より移設、改築協議申請を提出していただき、それに基づき認可を得てからでないと工事ができません。

②国営地上権設定地の工事

区分地上権設定地の所有者は、当該設定地に建物等を建設する場合及び畑の形状を変える場合は、土地改良区へ工事協議書を提出し、農林水産省関東農政局の同意を得てからでないと工事ができません。

*断水についてご協力をお願いします。

藤木逆調整池の調査及び国営幹線、副幹線、県営基幹及び配水管が漏水した時には、止水し修理を行いますのでご協力をお願いします。(断水する前にはブロック長に連絡します。)

*給水栓の周りに農薬の袋、ボトル等の投げ捨てが見られます。必ず持ち帰ってください。

*今年の夏は、電力の供給が不安定となることが予想されますので効率的な散水に心がけて下さい。

ご不明な点がございましたら、笛吹川沿岸土地改良区(水・土・里ネット笛吹川)

管理課までお尋ね下さい。

電話 0553-22-2469/22-7627(FAX兼)

この人紹介

今回は、塩山市上於曾の阪本 昇さんを紹介します。

阪本さんの果樹園は塩山高校の北側に位置し、前には塩の山を望み後ろに塩山ふれあいの森総合公園を控えた緑豊かな環境の中にあります。

阪本さんは、桃を主幹作物として1ヘクタールの果樹栽培を行なっておりましたが、忙しさが一時期へ集中するため、体力の消耗が激しく、また、収益も不安定であることから、効果的な農業経営を図るための模索をいたしました。

通年計画で労力の平準化と収益の安定性を図るために、10月以降の端境期にさくらんぼ・柿・トマトを栽培し、また、ハウスと露地をバランスよく組み合わせた複合形態を確立することにより、健全経営が軌道にのり安定化が図られるようになったということです。

特にトマトは、桃のハウス10アールを転用し、笛吹畑かんの水を使い水耕栽培を行っており、その高い空間から予期せぬ利点を得ることが出来、また良質の水を得たことから、形状より「うまさ」を基本とした栽培方針に相俟って年間約15トンの生産量を確立しております。

販売については、ほとんど対面販売方式で地元消費者に完売しており、消費者の生の声が聞けることから、「食」への

責任と「味」へのこだわりはますます強く、今でも試行錯誤の日々であるそうです。

今までは奥さんの喜代子さんと2人で経営していましたが、この4月より三男の和久さん(22)が就農し、親子3人で新たなスタートをきっております。

和久さんは種苗会社で技術開発の研修を行ない、トマトを専門としてそのノウハウを身に付け後継者として活躍されており、昇さんの和久さんにかける期待は大きく、更に経営の拡大を考えているとのこと。

また、昨今の農業状況にもふれる中、農家も企業として自らの努力が必要であるとして、自ら4,000枚に及ぶパンフレットを作成し、また、インターネットのホームページの開設も行なっており、県内外の顧客確保にも努力しているとのこと。

最後に昇さんは、よそにはない阪本農園独自の味を出すよう心がけ、「阪本ブランド」の確立を目標にこれからも頑張っており、と語っております。



21 世紀 土地改良創造 運動について

この運動は、土地改良区が果たしてきた役割・機能を改めて見直すとともに、多面的な機能の確保など、国民が期待する新たな役割に対しどのように土地改良区が取り組んで行くか、地域の人たちとみんなが考えることを提案する運動として全国の土地改良区がこぞって展開をしております。

当土地改良区が管理する施設と用水も、農業以外の農外効果(多面的機能)として、いろいろな形で発現されております。

地域の生命・財産を保全するための防火用水、ある

いは人々に潤いと安らぎを与え、都市住民との交流の場としても活用されている農業公園等の親水施設への用水の供給、その他関係散水ブロックの農家の理解と協力のもと、小学生的の学習の一環として、水性動植物の観察用の学校ビオトープへの用水の供給等を行っております。

このように地域との共生を積極的に図り、土地改良区が担っている役割・機能を広く認識していただき、地域の新たな期待に応えるべく運動を進めて参ります。



水土里ネットとは 土地改良区の愛称です。

土地改良区とは

農家の方々が組織する土地改良区は、農業に必要な水を取水・供給する施設の管理を始めとして、食料の供給と豊かで美しい農村の組織形成など重要な役割を担う組織です。

そのため、水系や市町村を単位とした一定の地域が定められ、その地区内の農家が土地改良法によって構成員となっている地域共同体です。

今の土地改良区は

農村における都市化、混住化の進展や中山間地域での高齢化、耕作放棄等、組合員の減少により、土地改良区に係る負荷はこれまで以上に大きくなってきており、地域共同体としての維持が難しくなっています。

また、土地改良区の存在は残念ながら非農家、一般住民にあまり知られていません。

そこで

土地改良区の役割を地域住民や国民に広く認識してもらった上で、「地域とともに歩む土地改良区」を目指し土地改良区にかかる負荷を地域と一緒に担える仕組みを作る運動の一環として、「身近で親しみやすい組織」を目指して平成14年10月に「水土里（みどり）ネット」という愛称が付けられました。

愛称『水土里ネット』の意味

- 「水」……………農業用水、地域用水など。
- 「土」……………土地、農地、土壌など。
- 「里」……………農村空間。農家や地域住民が一体となった生活空間など。
- 『水土里』……………豊かな自然環境、美しい景観を意味し、おいしい水、きれいな空気など清廉なイメージを表現しています。
- 『水土里ネット』……………以下のような意味合いを包含しており、将来に向けた土地改良区の役割と姿を表現しています。

☆地球10周分の水路ネットワーク

土地改良区は、全国の40万kmに及ぶ水路等のネットワークによって農村の健全な水循環を形成し、農地を潤すことにより安全で安心な「食」と「農」の基盤づくりを担うとともに、これが国民共有の財産である美しい農村の基礎ともなっているとの役割を地域及び国民にアピール。

☆農家、地域住民等のネットワーク

人、物、情報のつながりにより、農家のみならず、地域住民や都市住民と連携(ネットワーク)して、「水」、「土」、「里」を創造し、都市と農村の共生対流を促進。

☆資源循環のネットワーク

農村で発生する有機性資源(集落排水汚泥等)の農地への還元など、廃棄物のリサイクルによる資源循環を通じ、循環型社会の構築に取り組む。

